建設企業常任委員会資料
2026 年（令和８年）９月 25 日
上下水道局 経営管理室 水道経営課

水道料金の減免制度について

令和８年３月 13 日に明石市上下水道事業経営審議会（以下「審議会」という。）会長から市長に対して、水道料金の改定等に関する答申書が提出されました。

この答申書のなかで、水道料金の改定にあたり、生活弱者への配慮として減免制度を検討されたいとの提言がありましたので、現行の減免制度の現状と今後の方向性を報告します。

１　審議会からの答申及び水道料金改定の概要

⑴　審議会からの答申（生活弱者への配慮）

・真に生活に困窮している方への配慮として水道料金の減免制度を検討されたい。

・減免にかかる財源は、福祉施策等として一般会計が負担するもので検討されたい。

⑵　水道料金改定の概要

料金改定時期　：　令和９年４月１日（予定）

料金改定率　　：　約 21％（平均改定率）

⑶　少量使用者の負担増イメージ（金額は税込み）

１か月の使用水量８㎥の場合（標準的な一人世帯の使用水量）

現行　990 円　→　**改定後 1,546 円（556 円増、56％増）**

１か月の使用水量 15 ㎥の場合（標準的な二人世帯の使用水量）

現行 1,776 円　→　**改定後 2,436 円（660 円増、37％増）**

２　現行の減免制度

⑴　概　要

明石市水道条例施行規程に基づき、ひとり暮らしの高齢者で、以下のすべての要件に該当する方に対して、水道及び下水道の基本料金の半額を減免しています。

ア　65 歳以上
イ　市内に居住かつ住民登録がある
ウ　前年の所得が老齢福祉年金の所得限度額未満（令和７年度：169 万５千円）
エ　生活保護を受給していない
オ　中国残留邦人等の支援給付を受給していない

⑵　経　緯

平成　２年 10 月…水道料金改定による急激な負担増に対する低所得者への配慮から、
緩和措置として減免制度を創設
福祉施策として、全額を一般会計からの繰り入れで補填

平成 17 年　４月…水道料金改定を行い、減免制度は維持
　　平成 16 年頃から県内事業体における減免制度の廃止の動きあり
平成 25 年 10 月…生活保護の生活扶助費には、水道料金等の光熱水費が含まれており
　　実質的な二重給付となるため、生活保護受給者の要件を廃止

⑶　一般会計からの繰り入れ（令和７年度決算）

約 7,600 世帯が適用を受けており、約 8,500 万円（水道 4,400 万円＋下水 4,100 万円）を一般会計から繰り入れしています。

なお、ひとり暮らし高齢者数の増加に伴い、繰り入れ金額も年々増加しており、令和９年度からの水道料金の改定により、繰り入れ金額は 9,000 万円を超える見込みです。

３　県内他事業体の状況

県内の全 40 事業体のうち、福祉施策等として水道料金の減免を実施している事業体は、明石市含めて４事業体のみで、わずか１割と稀な状況となっています。

⑴　西宮市（所得制限なし）

・障害者世帯（身体障害者や精神障害者など）
・家族介護慰労金の受給世帯

⑵　宍粟市（住民税の非課税世帯で、以下のいずれかに該当する世帯）

・障害者世帯（身体障害者や精神障害者など）
・ひとり親世帯
・高齢者世帯（65 歳以上のひとり暮らし又は 75 歳以上のみ）
・使用量が少ない世帯（毎月５㎥以下のひとり暮らし）

⑶　多可町（住民税の非課税世帯で、以下のいずれかに該当する世帯）

・障害者世帯（身体障害者や精神障害者など）
・ひとり親世帯
・高齢者世帯（要介護４又は５の 65 歳以上）
・生活保護の受給世帯

４　今後の方向性

本市における一般会計への影響が深刻さを増しているなか、他事業体の動向を踏まえても、現行の減免制度を維持することは極めて困難な状況と言わざるを得ません。

しかしながら、市民生活への影響を最小限に抑える観点から、市長部局との協議により慎重に検討を重ねた結果、当面の間は現行の減免制度を維持していく方針とします。

なお、今後予定しています４年ごとの水道料金見直しのタイミングに合わせて、減免制度のあり方について、抜本的な見直しも含めた検討を行う予定です。